

重要事項説明書（通所介護・第1号通所事業サービス）

あなたに対する通所介護・第1号通所事業サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	株式会社オン・ザ・プラネット
主たる法人の所在	東京都町田市南成瀬1-2-20SJ成瀬ビル301
法人種別	営利法人
代表者名	坂本 康浩
設立年月日	2009年2月2日
電話番号	042-732-3735
ホームページアドレス	http://www.o-t-p.co.jp/rehaterrace/index.html http://www.o-t-p.co.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	リハテラス矢部
指定番号	相模原市長指定第1472608429号
所在地	神奈川県相模原市中央区矢部1-14-7 エルムコート1F
開設年月日	2015年11月1日
電話番号	042-704-8516
管理者の氏名	杉浦 翔太
サービス提供地域	相模原市
実施している その他の事業	なし

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造
延べ床面積	187.65㎡
利用定員	1単位目：30名 2単位目：30名
設備	機能訓練室、相談室、静養室、防火設備、トイレ

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護・第1号通所事業サービスにおける運動機器利用による機能訓練
運営の方針	短時間で効果的な運動を提供することで、自由快適な生活を応援する

5. ご利用事業所の職員体制

1 単位目

ご利用事業所の 従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～12時30分）
生活相談員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～12時30分）
看護師	2人	常勤2名 昼勤（8時30分～12時30分）
介護職員	4人	常勤4名 昼勤（8時30分～12時30分）
機能訓練指導員	2人	常勤2名 昼勤（8時30分～12時30分）

2 単位目

ご利用事業所の 従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名 昼勤（13時45分～17時45分）
生活相談員	1人	常勤1名 昼勤（13時45分～17時45分）
看護師	2人	常勤2名 昼勤（13時45分～17時45分）
介護職員	4人	常勤4名 昼勤（13時45分～17時45分）
機能訓練指導員	2人	常勤2名 昼勤（13時45分～17時45分）

6. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※年末年始を除く 祝祭日は通常通り営業
営業時間	8時30分～17時45分
サービス 提供時間	1 単位目：9時00分～12時05分 2 単位目：14時00分～17時05分

7. 提供するサービス内容

一人ひとりに合わせたトレーニングメニューを作成し、運動機器を利用した機能訓練指導、及び補助。

(事故処理)

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに相模原市、地域包括支援センター担当職員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2か月以内

二 継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オン・ザ・プラネットとリハテラス矢部の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとし、

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとし、

(感染症に関する事項)

1 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとし、

(1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（負担割合証に記載されている割合が自己負担）
料金表別紙参照
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他の費用（全額自己負担）があります。
 - (1) 介護保険の適用を受けるサービス
 - ① 通所介護サービス
 - ② 第1号通所事業サービス
 - (2) 介護保険の適用を受けないサービス
 - ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。
 - (3) その他の費用
 - ① トレーニングパンツ 実費
 - ② パッド 実費
 - ③ 行事代等 実費
 - ④ ドリンク代 100円
 - (4) キャンセル料
なし
 - (5) 支払方法
口座振替
※場合によって集金になることがあります。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-704-8516
		住所	神奈川県相模原市中央区矢部1-14-7 エルムコート1F
相模原市高齢政策課	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	042-707-7046
		住所	神奈川県相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館4階
国民健康保険団体 連合会 相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	045-329-3447
日本弁護士会 高齢者 障害者のための電話相 談	ご利用時間	平日	9:00～12:00 13:00～16:30
	ご利用方法	電話	045-211-7720

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

11. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

2016年 03月 01日

(乙) 当事業者は、通所介護・第1号通所事業サービス甲1に対するサービスの提供開始に当たり、

甲1

甲2に

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、同意を得、交付をしました。

2025 年 1月 28日

(乙) サービス事業者

主たる事務所所在地 神奈川県相模原市中央区矢部1-14-7
エルムコート1F

名 称
説明者

リハテラス矢部

氏 名

杉浦 翔太

印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意をし、交付を受けました。

2025 年 月 日

(甲1) 利用者

住 所 相模原市中央区

氏 名

印

(甲2) 利用者の家族 住 所

氏 名

印